

第2回岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業 最低賃金専門部会議事要旨

岩手労働局

令和6年10月31日午後1時29分～午後3時10分

<p>○ 主な審議事項〈公開・非公開〉</p> <p>1 関係労使参考人からの意見聴取について</p> <p>2 金額審議</p> <p>3 その他</p>	出席	公益	3/3
	出席	労側	3/3
	出席	使側	3/3
<p>○ 審議要旨</p> <p>1 関係労使参考人からの意見聴取について 関係労働者参考人及び関係使用者参考人から提出された「参考人意見書」について、事務局から読み上げられた。</p> <p>2 金額審議</p> <p>【労働者側の基本的な考え方、金額提示及び根拠】 我々は、労使で結ばれた労働協約を未組織労働者に拡張適用させることを目的とし、早期に未組織労働者の最低賃金を労働協約で結ばれている最低賃金に近づけることが重要だと考える。 労働協約を締結している事業所の中で最も低い1,028円に追いつくようにとの考えで、1,028円から鉄鋼の最低賃金949円を引いて79円、79円の引上げを提示。</p> <p>【使用者側の基本的な考え方、金額提示及び根拠】 国内外の経済、そして鉄鋼業関連の需要動向を引き続き注視しながら、今回の金額審議にあたっては、特定(産業別)最低賃金の設定趣旨等を勘案しながら、各種調査結果や指標、データに基づいた明確な根拠を重視し、中小企業・小規模事業者に十分配慮した慎重な審議を求める。 金額提示について、令和6年賃金改定状況調査結果の「第4表①一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」、製造業の男女計のCランク3.4%を採用し、現行の特定(産業別)最低賃金949円に3.4%を乗じて端数を切り捨てると32円、32円の引上げの981円を提示。</p> <p>【審議経過】 労使の主張に対する審議の後、労働者側から個別協議の提案があり、使用者側も了承したため公労及び公使の個別協議が行われた。労使双方から歩み寄る姿勢があることが確認されたが、金額については精査して慎重に提示したいという考えが示されたため、2回目の金額提示は次回の専門部会で行うこととされた。</p> <p>3 その他 特になし。</p> <p>○ 次回開催日 会議名 令和6年度第3回岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金専門部会 日時 11月7日 午後1時30分 場所 盛岡第2合同庁舎6階盛岡監督署会議室</p>			